

国民年金 だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと



新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

公的年金に加入し保険料を納め続けることで、老後の生活保障となる老齢年金を受給できるようになります。また、万が一のときにも障害年金や遺族年金を受給できます。

障害年金は、病気やけがで障害が残ったときに受け取れます。

遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族である「子のある配偶者」や、「子」が受け取ることができます。

どちらの年金も加入の届け出忘れや保険料の納め忘れが

高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

あると年金が受給できないことにつながります。「あのとくに…」とならないように、届け出・納付をお願いします。

【加入手続き】

20歳になり初めて年金制度に加入する人には、誕生月までに日本年金機構から加入等に関する書類が送付されます。加入の手続きは、同封の様

【学生納付特例制度】

この制度は、学生である本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。国民年金の加入後に申請ができます。

【若年者納付猶予制度】

学生ではない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

式に記入のうえ、返信用封筒にて郵送するか、年金事務所または市役所に直接提出してください（20歳前に就職して厚生年金等へ加入している人は、手続きは不要です）。

年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日
1月28日(水)・2月25日(水)

受付時間 午前10時～11時40分
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター
2階会議室

※事前の予約はできません。
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。
また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



出産育児一時金支給金額の内訳が改正されます (国民健康保険)



須崎市国民健康保険の加入者が、出産をしたときは、出産育児一時金が支給されます。この一時金が平成27年1月から改正されます。

- 出産育児一時金
改正前39万円 → **改正後40万4千円**
- 産科医療補償制度掛け金
改正前3万円 → **改正後1万6千円**

※詳しくは、今月号に折り込みの「国保のおはなし」をご覧ください。

市民課 保険医療係 ☎42・1191

お正月の過ごし方について

お正月は飲酒や運動不足による摂取エネルギーの大幅な過剰が予想され栄養のバランスを崩しがちです。糖尿病、高血圧、脂質異常の方は食生活を守り健康で良い年にしましょう。



Neo Resort
CHIHIRO HOSPITAL

内科・消化器内科・循環器内科・小児科
呼吸器内科・外科・肛門外科
リハビリテーション科

医療法人 千博会
ネオリゾート

ちひろ病院

院長 浜口 潔

〒785-0008 須崎市中町 1-6-25
TEL 42-2530 FAX 42-2532
〔併設施設〕居宅介護支援事業所 ちひろ